

評議員及び理事・監事等の報酬総額と支給基準

1. 評議員の報酬

(1) 支給総額

定款第8条に定める額(50万円)の範囲内とする。

(2) 支給基準

- ① 評議員会の出務1回あたり12,480円(源泉税引き後10,000円)とする。
- ② 評議員会以外の出務については、上記を基準として理事会の承認のもとに理事長が決定する額を支給することができる。
- ③ 当法人の特殊関係者に該当する評議員に対しては、これを支給しない。
- ④ この報酬を支給した場合、出務に要した交通費は支給しない。

2. 役員の報酬

(1) 支給総額

今年度は、理事・監事各々の報酬は、評議員と同じ額(50万円)の範囲内とする。

(2) 支給基準

- ① 当法人の職員を兼ねない理事・監事にあつては、理事会及び評議員会並びに監事監査等、本会の運営に必要な出務1回にあたり12,480円(源泉税引き後10,000円)とする。
- ② 当法人の特殊関係者に該当する理事・監事及び当法人の職員を兼ねる役員に対しては、これを支給しない。
- ③①の報酬を支給した場合、出務に要した交通費は支給しない。

3. 評議員選任・解任委員の報酬

(1) 支給総額

今年度は、10万円以内とする。

(2) 支給基準

- ① 外部委員及び監事にあつては、1出務あたり12,480円(源泉税引き後10,000円)とする。
- ② 事務局員に対しては支給しない。
- ③ この報酬を支給した場合、出務に要した交通費は支給しない。